補助金活用等経営計画個別相談会開催

消費者ニーズの変化や消費税増税などにより小規模事業者・中小企業者を取り巻く環境は 年々厳しくなっています。当会では、経営計画をもとにした経営改善をお勧めしています。

経営計画を作成することで、当社を取り巻く環境分析や進むべき方向性・目標が見えてきます。その目標を実現するための支援がこれらの補助金です。

平成 28 年度第 2 次補正予算小規模事業者持続化補助金の公募が開始されました。また平成 28 年度補正ものづくり・商業・サービス新事業支援補助金の公募が予定されています。また、経営力向上計画作成や経営革新計画作成および計画の承認を得ることで各種支援を受けられる制度もあります。

ぜひ、これらの補助金や経済政策を活用し、新たな事業の展開を考えてみませんか? 下記の日程で、当会職員による個別相談・巡回訪問を行います。具体的なアイデアがない場合でもお話をすることでアイデアが生まれるかもしれませんので、お気軽にお申込みください。 補助金活用以外の専門家派遣や融資相談等どのようなことでもご相談ください。

【相談窓口開設日】

一本 所 平成28年11月14日(月)~平成28年12月22日(木)の平日 午前9時~午後5時

但し、事前にご予約くださいますようお願いします。

事前にご連絡いただけない場合対応できないことがあります。

○宮守支所 平成28年11月18日(金)午前10時~正午

12月 2日(金)・9日(金)午前10時~正午

但し、事前にご予約くださいますようお願いします。

事前にご連絡いただけない場合対応できないことがあります。

相談窓口開設日以外の個別相談・巡回訪問も随時承りますのでご連絡ください。

〇対応者 遠野商工会職員

○連絡先 遠野商工会 指導グループ 河内・鈴木・鎌田

電話0198-62-2456 FAX0198-62-2356

メール shokokai@echna.ne.jp

FAX 62-2356 (切り取らずFAXしてください)

事前相談予約表

事業所名	担当者名	
電話番号	FAX 番号	
メール		
業種	従業員数	

FAX・メールで送信いただいた場合、日程調整のご連絡をさせていただきます。



平成 28年度補正小規模事業者持続化補助金が 公募開始されました。

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会等と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額は50万円です。特定の条件を満たした場合、補助上限額が100万円に引きあがります。

詳しくは、補助金公募要領でご確認ください。

【1】対象者 小規模事業者

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む<u>商工業者(会社および個人事業</u>主)」であり、常時使用する従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する主たる事業を営む者については5人以下)の事業者

【2】補助金額 補助対象経費の2/3 補助上限 50万円

補助対象経費75万円支出の場合50万円を補助します。

但し、以下の場合は補助上限が100万円に引きあがります。

- ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者 ②雇用を増加させる取り組み
- ③買い物弱者対策の取り組み ④海外展開の取り組み

*原則として個社の取り組みですが複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。連携する小規模事業者数により上限は異なりますが、100万円~500万円となります。(1社50万円)

【3】補助対象経費

機械装置等費(単価上限がなくなりました。中古品の場合は50万円未満であり、2社の 見積もりが必要になります。)・広報費・展示会等出展費・旅費・開発費・資料購入費・ 雑役務費・借料・専門家謝金・専門家旅費・車両購入費(買い物弱者対策のみ)・委託料・外注費

【4】事業実施期間

交付決定日(平成29年3月頃予定)~平成29年12月31日(日)まで)

交付決定を受けずに事前に着手した事業については補助対象事業と認められませんので ご注意ください。また、申請してもすべての事業者が採択されるわけではありません。

- 【5】公募締め切り 平成29年1月27日(金) 締切日当日消印有効
- 【6】資料のダウンロード先

岩手県商工会連合会ホームページ http://www.shokokai.com/

問い合わせ先 遠野商工会 TEL0198-62-2456

早めに準備と明確な目的・目標「自ら取り組む意欲」が必要です。

【補助金を上手に活用するために】

○補助金とはどのようなものですか?

事業者が日ごろ具体的に検討する事業をサポートするためにお金が「補助金」です。

補助金の活用に当たっては、事業者の皆様が検討される事業目的に合った補助金を選択することが重要です。補助金ごとに、補助目的・対象事業者・補助上限・補助割合・対象となる経費・提出先がすべて異なりますので、確認の上ご検討ください。

なお、補助金は、①応募②採択③交付申請④交付決定⑤事業開始⑥事業実施⑦事業終了

⑧補助金支給となり、お金は後払いです。事業を行っても当初の目的通り適正に使用され資料が整っていないと補助金がもらえない場合がありますのでご注意ください。